

議案第148号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）」

を

「第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）」

第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）」

に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(1) 御幸日中活動センター

第2章第10節の次に次の1節を加える。

第11節 御幸日中活動センター

(業務)

第22条の24 御幸日中活動センター（以下「御幸活動センター」という。）

は、次の業務を行う。

- (1) 生活介護に関すること。
- (2) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(御幸活動センター)

第22条の25 御幸活動センターは、川崎市幸区紺屋町33番地1に置く。

(指定管理者)

第22条の26 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に御幸活動センターの管理を行わせる。

- (1) 御幸活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、御幸活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った御幸活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条の27 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、御幸活動センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条の28 指定管理者は、御幸活動センターの管理のために必要な業務

を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第 22 条の 29 御幸活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第 22 条の 30 御幸活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に規定する支給決定（第 22 条の 24 第 1 号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第 15 条の 4 の規定により措置された者
- (4) その他指定管理者が御幸活動センターの利用を認めた者

(利用料金)

第 22 条の 31 御幸活動センターにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第22条の32 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第22条の33 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、御幸活動センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 利用料金を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条第2項に1号を加える改正規定及び第2章第10節の次に1節を加える改正規定（第22条の26第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

御幸日中活動センターを新設するため、この条例を制定するものである。